

社 保 の 窓

2023年(令和5年)1月31日発 No.255

疑義解釈 (その2)

～ 医療情報・システム基盤整備体制充実加算～

【医療情報・システム基盤整備体制充実加算】

問1 「基本診療料の施設基準等の一部を改正する件」(令和5年厚生労働省告示第17号)による改正後の「基本診療料の施設基準等」(平成20年厚生労働省告示第62号)において、「令和5年12月31日までに療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令第1条に規定する電子情報処理組織の使用による請求を開始する旨の届出を行っている保険医療機関については、同日までの間に限り、第3の3の7の(1)に該当するものとみなす。」とされたが、当該届出を行った保険医療機関において、令和5年12月31日までに、電子情報処理組織の使用による請求が開始されていない場合について、どのように考えればよいか。

(答) 令和5年12月31日時点で電子情報処理組織の使用による請求が開始されていない場合については、届出時点で医療情報・システム基盤整備体制充実加算の要件を満たさなかったものとして取り扱う。

問2 問1について、「電子情報処理組織の使用による請求を開始」とは、どのような状況を指すのか。

(答) 「保険医療機関又は保険薬局に係る光ディスク等を用いた費用の請求等に関する取扱いについて」(平成18年4月10日 保総発第0410第1号(最終改正;令和3年12月3日 保連発1203第1号))別添 電子情報処理組織等を用いた費用の請求に関する取扱要領の別添1 電子情報処理組織の使用による費用の請求に関する届出を審査支払機関に提出していればよい。

問3 区分番号「A000」初診料の注13に規定する医療情報・システム基盤整備体制充実加算について、別紙様式5を参考とした初診時間診票を用いて問診を行う場合、問診項目の「この1年間で健診を受診したか」について歯科健診を含んでも差し支えないか。

(答) 差し支えない。

問4 区分番号「A001」再診料の注10に規定する医療情報・システム基盤整備体制充実加算3について、患者が診療情報の取得に同意しなかった場合の算定は、どのようにすればよいか。また、患者の個人番号カードが破損等により利用できない場合や患者の個人番号カードの利用者証明用電子証明書が失効している場合の算定は、どのようにすればよいか。

(答) いずれの場合も、医療情報・システム基盤整備体制充実加算3を算定する。
なお、加算の算定に当たっては、他院からの処方を含めた薬剤情報や必要に応じて健診情報等を問診等により確認する。

問5 区分番号「A001」再診料の注10に規定する医療情報・システム基盤整備体制充実加算3について、薬剤情報や必要に応じて健診情報等を問診等により確認した結果、前回の診察から薬剤情報等の変更がなかった場合について、どのように考えればよいか。

(答) 医療情報・システム基盤整備体制充実加算3を算定する。

問6 区分番号「A001」再診料の注10に規定する医療情報・システム基盤整備体制充実加算3の算定にあたっては、「他院からの処方を含めた薬剤情報や必要に応じて健診情報等を問診等により確認する。」とされているが、確認する健診情報等についてどのように考えればよいか。

(答) 医療情報・システム基盤整備体制充実加算3を算定する日に実施する歯科診療に必要な健診情報等（歯科健診を含む。）を確認する。

問7 区分番号「A001」再診料の注10に規定する医療情報・システム基盤整備体制充実加算3について、施設基準を満たす医療機関の歯科医師が歯科訪問診療で再診を行う場合は算定できるか。

(答) 算定できない。

医療情報・システム基盤整備体制充実加算のオンライン請求要件に係る特例措置について

オンライン請求を行っていることが要件とされていますが、オンライン請求を行っていない保険医療機関が、オンライン請求を令和5年12月31日までに開始する旨の届出を行った場合には、令和5年12月31日までの間に限り、この要件を満たすものとみなします。

特例措置の届出書

様式は下記URLからダウンロードもしくは次ページをコピーしてください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000188411_00044.html

届出の期間

令和5年3月1日より届出が可能です。

令和5年4月から算定する場合、令和5年4月10日が期限とされています。

厚労省より、4月1日以降に届出が集中し、混雑が予想されることから、令和5年3月31日までに届出を提出するように協力の通達がありました。

届出方法

エクセルファイルと紙媒体では提出先が異なりますので、ご注意ください

- ・エクセルファイルで届出

onlineseikyu@mhlw.go.jp宛 エクセルファイルを添付してメールで提出してください。

提出ファイル名の最初に「保険医療機関コード（7桁の数字）」を入れてください。

- ・紙媒体で届出（次ページの様式をコピーして使用してください）

下記へ届出書を郵送してください。

中国四国厚生局岡山事務所

〒700-0907 岡山市北区下石井1-4-1 岡山第2合同庁舎11F

